

浜松市条例第 2 1 号

浜松市風致地区条例の一部を改正する条例

浜松市風致地区条例(平成 1 8 年浜松市条例第 1 2 8 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 電気通信事業法(昭和 5 9 年法律第 8 6 号)第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号) <u>第 6 4 条第 1 項</u>ただし書に規定するラジオ放送の業務(以下「有線ラジオ放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが 1 5 メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転</p> <p>エ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 電気通信事業法(昭和 5 9 年法律第 8 6 号)第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号) <u>第 2 0 条の 3 第 9 項</u>に規定するラジオ放送の業務(以下「有線ラジオ放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが 1 5 メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転</p> <p>エ (略)</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(あらまし)

この条例は、放送法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。